

高等教育の無償化支援の対象校について

2020年4月より開始される「高等教育の修学支援新制度」では、大学や専門学校等における修学の支援に関する法律に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・専門学校等を対象機関とし、2019年9月20日、支援の対象となる「要件確認校」が公表となりました。

愛知県の専門学校における要件確認校は、以下のHP上に公表されています。

<愛知県庁私学振興室HP>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/kikanyoukenkakunin.html>

<高等教育の無償化とは>

「高等教育の無償化」は低所得世帯の子供の高等教育を国で支援する制度です。保護者の経済力により、子供たちが希望する高等教育を受けられないことがないように支援し、格差が固定されないようにするためのものです。

具体的には、「入学金・授業料の減免」＋生活費の支援（「給付型奨学金」）となっています。

<高等教育無償化の内容>

●入学金の減免

私立専門学校：約16万円が上限

●授業料の減免

私立専門学校：約59万円が上限

●生活費等の給付型奨学金

専門学校：

自宅生 約46万円が上限

自宅外生 約91万円が上限

<無償化の対象となる世帯は>

対象となる世帯は、満額支援が住民税非課税世帯です。また、4人家族の場合で、年収300万円未満の世帯の学生の場合は、住民税非課税世帯の2/3、年収300万～380万円未満の世帯は同1/3です。

<対象となる世帯>

住民税非課税世帯（年収270万円未満） ⇒ 満額支援

年収300万円未満の世帯 ⇒ 住民税非課税世帯の2/3

年収300万～380万円未満の世帯 ⇒ 住民税非課税世帯の1/3

「高等教育段階の教育費負担軽減」の概要は以下のHPを参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1409378_02.pdf